

◎ 目次

第1章 計画の概要

1 地域福祉の将来像

(1) 基本理念

- ・ 「誰も一人にさせないまち横須賀」の実現

(2) 基本目標

- ① 地域における支え合いの基盤づくり
- ② 包括的・継続的な相談支援体制の充実
- ③ 多様な担い手の育成・参画
- ④ 心のバリアフリーの推進

※ 原則、現計画の基本目標を継続。アンケート及び地域別意見交換会において聴取した地域の意見を踏まえて調整する予定

2 計画の趣旨等

(1) 計画策定の背景

人口減少、少子高齢化の進展や、人々の意識の移り変わりに伴い、地域社会の在り方が変化している中、住民が支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会を実現するため、地域福祉の中心的役割を担う推進団体である社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会と一体となって本計画を策定します。一体的に計画策定を進めることで、相互の役割を明確にし、地域ごとに異なる課題に即した支援の在り方を検討するなど、効果的な事業展開を図ります。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「YOKOSUKAビジョン 2030 (基本構想・基本計画)」に掲げる「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を実現するための、福祉分野の基盤となる計画です。

高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含して策定するとともに、住民相互の支え合い機能の強化と多様な担い手の育成・参画、住民に身近な地域での包括的な支援体制の整備などの施策を示します。

(3) 計画期間

- ・ 6年間

令和6年度	地域福祉計画説明会実施
令和7年度	同上
令和8年度	市民アンケート及び市民意見交換会実施
令和9年度	計画の中間評価
令和10年度	計画の基本理念、基本目標を策定
令和11年度	福祉分野の他の計画と合わせて計画策定

3 地域の捉え方

- ・ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ☆SNSなどの関係も含めて整理

4 地域福祉を担う各主体の役割

第2章 現状と課題

1 現状

- (1) 人口
- (2) 高齢者の現状
- (3) 障害者の現状
- (4) 子ども・子育ての現状
- (5) 生活困窮者の現状
- (6) 外国人の現状

2 市民意見の聴取

- (1) 市民アンケート調査結果
資料1 横須賀市地域福祉に関するアンケート調査結果報告書(案)参照
- (2) 地域別意見交換会意見聴取結果
資料2 地域別意見交換会について

3 課題

- (1) 地域における支え合いの基盤について
- (2) 包括的・継続的な支援体制について
- (3) 地域活動の担い手について
- (4) 心のバリアフリーについて

第3章 計画の体系

1 地域における支え合いの基盤づくりについて

(1) 地域における支え合いの基盤づくり

地域における重層的な人と人とのつながりの中で、困り事に気付いた人が寄り添いながら、地域の関係機関につなげられるよう、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

→団体間連携

→連携支援

(2) 地域における支え合い機能の充実

住民主体による生活支援等を行う支え合い団体設立の支援や活動の周知等を引き続き行い、地域における支え合い機能のさらなる充実を図ります。

→体制整備事業等

【自殺対策計画】

(3) 地域における交流の促進

核家族化の進展、地域における近所付き合いや助け合いが希薄化する中、多世代交流は豊かな人間関係を築く機会となります。また、障害者、高齢者、子育て中の人など様々な人が気軽に立ち寄り、居場所にできるような場を住民が主体的に築いていけるよう支援していきます。

このため、居場所機能をもつ拠点の機能強化や地域における支え合い機能の充実に取り組みます。

→地区ボラセンのさらなる活用

→既存施設の活用、サロン活動の充実

(4) 地域における見守り体制の充実

認知症高齢者の増加や障害者・子どもへの虐待、孤独死・孤立死など、地域で起きているさまざまな課題を早期に発見し対応できるよう、身近な地域における見守り活動を引き続き支援します。

誰も一人にさせないため、既存の見守り体制のネットワークや民間事業者等との見守り協定等によるきめ細やかな見守りの仕組みづくりを進めます。

→民生委員児童委員、社会福祉推進委員

→町内会・自治会

→見守り協定

【健康増進計画関係】

(5) 災害に備える地域づくりの促進

大規模災害が発生した場合、時間的・物理的限界があり、行政による公的救助・支援のみでは災害時要援護者が迅速かつ安全に避難等を行うことができません。このため、自主防災組織を含めた地域における支援体制の充実が不可欠です。

また、地域における支援体制の充実のためには日ごろからの交流が不可欠です。このため、地域における支援者への情報共有の仕組みづくりや防災訓練等を活用した顔の見える関係づくりを進めます。

→災害時要援護者登録

→個別避難計画の策定

→情報共有の仕組みづくり

→防災訓練の実施

2 包括的・継続的な支援体制の充実について

(1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

複合的な課題を抱える人や家族のほか、制度のはざまにある人などに対応するため、障害者、子ども・子育て及び高齢者等に係る既存の相談支援体制の充実や各相談窓口の連携強化を図ります。

→継続的な支援

(2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

複合的な課題を抱える人や家族の増加により、福祉分野だけでなく、医療や教育、権利擁護など分野を超えた包括的な支援が求められています。

このため、家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

- 複合課題への対応（ほっとかん、地域生活相談担当）
- 制度のはざまの課題への対応
- LINE相談

(3) アウトリーチ支援

問題を抱えながら自ら相談に行くことができない人やヤングケアラーやひきこもりなど顕在化しにくい課題を抱えている人がいます。

このため、地域の見守りネットワークの強化とともにアウトリーチ支援を拡充します。

- 顕在化しにくい課題への対応
(ヤングケアラー、ひきこもり、ダブルケア)

一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、制度の周知啓発、個人の能力に応じた就労の場の確保、職場定着に必要な援助等を行います。

- 就労援助センター
- ジョブスポット

生活困窮世帯等に対し、引き続き自立相談支援や住宅確保給付金の支給、食料支援等を行います。

また、市社会福祉協議会など関係団体・部署の連携による支援の充実を図ります。

生活困窮世帯の子どもを対象とした、全日制高等学校へ進学するための学習支援を行い、貧困の連鎖を防止します。

- みんなの食堂の支援を行います。
- 【新】みんなの食堂に対する支援

(協議会の立ち上げ支援、市HP・公式LINEによる周知)

【再犯防止計画】

(4) 権利擁護のための支援

認知症、障害などの理由によって判断能力が低下し、日常生活における意思決定に不安を感じている人がいます。

こうした方の意思決定の支援や、決定された意思や権利の尊重、財産を守るための環境整備と担い手の支援を進めます。

併せて地域の支援者等への普及啓発を図るとともに、権利擁護が必要な方を早期に発見し、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度といった適切な支援につなげることができるよう「地域連携ネットワーク」と専門職団体・関係機関が連携・協力する「協議会」を設置しています。

協議会の運営及び地域における連携・対応強化の推進役である「中核機関」を「よこすか成年後見センター」としてほっとかんに設置しています。

各種相談窓口等とのネットワークを構築し、チームによる円滑な支援を目指します。

→成年後見

→虐待関係

3 多様な担い手の育成・参画の推進について

(1) 地域福祉の担い手の育成・参画

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民自身が地域福祉の担い手の一人として主体的に関わる中で日常的な困りごと（地域の生活課題）を地域で解決することも重要です。

住民一人ひとりが自らの意欲・関心に応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができる仕組みづくりを進めます。

→支え合い講演会、研修会

(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

複雑化・複合化した福祉課題に対応していくためには、高齢・障害・子ども等福祉分野の専門職等の確保及び養成が必要です。

このため、合同企業説明会への参加支援、介護ロボットを活用した負担軽減など人材確保及び福祉分野の専門職に対する研修の充実に取り組みます。

- 合同企業説明会への参加支援
- 介護ロボットを活用した負担軽減
- 【新】商工会議所等との連携
- 研修の実施

(3) 福祉団体の活動支援

複雑化・複合化した福祉課題に対応するためには、定型的な公的サービス（フォーマルサービス）では対応できない部分を補うインフォーマルサービスが欠かせません。

このため、多様な人材が地域福祉活動に参加することにより、支え手と受け手の垣根を超え、日常的な困りごとを地域の顔の見える関係の中で解消できる仕組みづくりを進めます。

また、本市における地域福祉の中核的な役割を果たす社会福祉協議会について、運営支援を行うとともに情報共有や活動の支援を行います。

- 地区社会福祉協議会への支援
- 地区ボランティアセンターへの支援
- ボランティア団体への支援
- 市社協の機能強化
- ボランティア活動の促進

4 心のバリアフリーの推進について

(1) 他者に対する思いやりの心の醸成

学校教育における総合的な学習の時間等を利用して福祉教育を推進します。

また、社会福祉施設等と連携を図りながら、福祉体験の場を身近にし、子どもたちから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。

このような福祉教育・体験などを通して心のバリアフリーの普及・啓発を図ることで他者に対する思いやりの心を醸成します。

→福祉教育

(2) ソーシャルインクルージョン

地域で暮らす様々な人が年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認等に関わらず、一人一人の個性が尊重され、自分らしく暮らすことができるよう、多様性を尊重する地域社会づくりを進めます。相互理解を深めることができるよう交流会などを実施します。

→多文化共生

→外国人施策

→LGBT

→パートナーシップ

(3) 新たな情報共有の仕組みづくり

情報発信の在り方を見直し、障害者や高齢者を含め誰もが、その人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりを推進します。

→手話通訳、要約筆記

→音訳、点訳

→やさしい日本語

→ICTの活用

第4章 地域福祉の促進体制

1 地域福祉に関する取り組みの評価

2 促進体制

資料編
